

生物多様性企業活動ガイドライン（仮称） 要約 素案

◆いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「生物多様性」）。

この生物多様性がもたらす恵みによって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

＜生物多様性の恵みの例＞

お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる

山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す

自然のしくみから着想した技術革新

＜現状を表す一例＞

人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速

世界の森林生態系が年間約7万3千km³減少（日本の国土面積の約5分の1）

◆生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使いつくすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。企業も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます。

＜生物多様性の取組がチャンスの獲得につながる可能性＞

生物多様性に配慮することで、資源を長期的に安定的に確保できる

企業や商品のブランド価値を向上させることができる

生物多様性の保全技術等は新たな市場の創出につながる

生物多様性の取組は地球温暖化の防止にも役立つ

◆主な国内外の動向

生物多様性基本法

（2008年6月）
生物多様性の施策を推進し、自然共生社会の実現を目指すための法律。

G8 環境大臣会合

（2008年5月・兵庫県神戸市）
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の採択。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

（2010年10月・愛知県名古屋市）
世界の191カ国が加盟し、2年に1回程度、数千人規模で生物多様性に関する議論を行う会議。

◆企業に期待されること

企業は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に、より一層積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換をリードするなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

◆取組を進めるにあたって、まずは…

- 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという方針を示し、
- 具体的な取組を、可能なものから始める ことが望まれます

企業が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

- 目標**
- ①生物多様性の保全
 - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

取組

- ・ 事業活動が生物多様性に及ぼす影響等を把握するように努めること
- ・ 生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努めること
- ・ 取組の推進体制を整備するよう努めること

基本原則

生物多様性に
及ぼす影響の
回避・最小化

予防的な取組と
順応的な取組※

長期的な観点

考慮する視点

- 地域重視と広域的な認識
- 多様なステークホルダーとの連携と配慮
- 社会貢献
- 地球温暖化対策等これまでの環境対策等との関連
- サプライチェーンの考慮
- 生物多様性に及ぼす影響の検討
- 企業の特性・規模に応じた取組

※) 予防的な取組とは、不確実な事柄について、科学的な証拠が完全でなくても、予防的に対策を講じる取組です。順応的な取組とは、不確実な事柄について、当初の予測がはずれることを考慮して、モニタリングを行いながらその結果にあわせて対応を変える取組です。